

物価高騰等を踏まえた業務改善助成金の拡充

中央最低賃金審議会答申（令和4年8月2日）を踏まえ、以下の事業者を対象とした支援を拡充するもの。

- ・ **原材料費等の高騰の影響を受けている事業者**
- ・ **最低賃金が相対的に低い地域の事業者**

原材料費等の高騰の影響を受けている事業者への支援

	特例の対象事業者	対象経費	
通常コース	現行	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等に比べ30%以上減少している事業者	定員11人以上の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器
	拡充	コロナの影響により売上高等が15%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者	定員7人以上又は200万円以下の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器

最低賃金が相対的に低い地域における事業者への支援

現行		拡充		
900円未満	900円以上	870円未満	870円以上 920円未満	920円以上
4/5(9/10)	3/4(4/5)	9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業者の場合

※ 上記通常コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。

	対象事業者	対象経費	
特例コース	現行	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等に比べ30%以上減少している事業者	(定員11人以上の自動車・PC等に加え) 「関連する経費」 (※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限り)
	拡充	コロナの影響により売上高等が30%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が5%ポイント以上低下した事業者	(定員7人以上又は200万円以下の自動車・PC等に加え) 「関連する経費」 (※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限り)

現行	拡充	
一律3/4	920円未満	920円以上
	4/5	3/4

※ 上記特例コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。